

事 務 連 絡

平成 31 年 1 月 18 日

各都道府県・政令市産業廃棄物担当部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

PCB 使用安定器の掘り起こし調査に活用できる事業者リストの提供について

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物対策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り感謝申し上げます。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）第 10 条第 1 項に基づき、保管事業者は、事業対象区域毎に定める処分期間内に、高濃度 PCB 廃棄物を処分委託することが義務付けられています。

期限内処理の達成に向けて、各都道府県及び政令市において、未把握の高濃度 PCB 廃棄物の掘り起こし調査を完了いただくことが急務となっています。とりわけ、PCB 使用安定器については、昭和 52 年 3 月以前に建築・改修された建物（事業場）において使用されている可能性が関係機関の調査により判明しているところ、調査の対象とする事業者リストの整備等について多数ご要望を頂いていたところ です。

今般、経済センサス-活動調査に係る調査票情報及び NTT タウンページデータから事業者の一覧表を作成し、自家用電気工作物設置者、PCB 特措法に基づく届出を行った事業者及び JESCO 登録済み事業者の該当有無の情報を付記した事業者リストのデータを整備しましたので、同封の電子ファイルのとおり提供します。各都道府県及び政令市のご担当におかれましては、必要に応じてこれを活用しつつ、掘り起こし調査を実施いただきますようお願いいたします。

※今般のリストの整備、提供は、あくまで必要とする自治体が活用できるよう行うものであり、リストの提供前に掘り起こし調査を開始した自治体に再調査を強制するものではありません。これを用いて再調査や周知を行うかどうかは、自治体が調査に用いた情報源の選択の考え方等、自治体毎の実情を踏まえて判断いただきますようお願いいたします。

<電子ファイル内の保存データ>

■事業者リスト

■事業者一覧表データ説明書

※「説明書」は、「事業者リスト」を確認いただく際にご参照ください。

以上

<担当>

環境省 環境再生・資源循環局

環境再生事業担当参事官付

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

渡邊 <KOSUI_WATANABE@env. go. jp>

外線：03-6457-9096（内線 6875）